長岡市告示第８０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が長岡市成出運動広場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市市民野外活動施設条例（昭和６２年長岡市条例第２３号）第１３条第２項の規定により告示します。

令和６年３月７日

長 岡 市 長　　磯　田　達　伸

１　供用期間
４月１日から１１月３０日まで

２　開場時間
日の出から午後１０時まで

３　供用期間及び開場時間を定める期間
令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで